

# 地方卸売市場一宮地方総合卸売市場業務規程施行細則

昭和56年11月27日市場規則第1号

改正	昭和57年	3月18日市場規則第1号	昭和57年	5月25日市場規則第2号
	昭和58年	2月24日市場規則第1号	昭和59年	5月30日市場規則第1号
	昭和60年	2月1日市場規則第1号	昭和61年	2月20日市場規則第1号
	昭和62年	2月23日市場規則第1号	平成元年	2月22日市場規則第1号
	平成元年	3月20日市場規則第2号	平成4年	2月19日市場規則第1号
	平成5年	1月14日市場規則第1号	平成5年	2月15日市場規則第2号
	平成5年	3月15日市場規則第3号	平成5年	10月13日市場規則第4号
	平成6年	2月18日市場規則第1号	平成17年	9月29日市場規則第1号
	平成18年	2月14日市場規則第1号	平成23年	10月28日市場規則第1号
	平成26年	2月14日市場規則第1号	平成26年	7月23日市場規則第1号
	平成30年	2月16日市場規則第1号	平成30年	5月22日市場規則第1号
	令和2年	2月14日市場規則第1号	令和2年	2月14日市場規則第2号
	令和2年	5月21日市場規則第1号	令和3年	2月15日市場規則第1号
	令和5年	2月14日市場規則第1号		

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、地方卸売市場一宮地方総合卸売市場業務規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(臨時営業及び臨時休業の届出)

第2条 卸売業者が休日に営業し、又は開場日に休業しようとするときは、あらかじめ、臨時営業・休業届出書（様式第1号）を開設者に届け出なければならない。

(販売開始時刻等)

第3条 卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、開設者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

販売開始時刻 午前 7時

販売終了時刻 午前11時

2. 前項の販売開始時刻は、電鈴等をもって知らせるものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の承認申請)

第4条 規程第4条の承認を受けようとする者は、卸売業務承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して開設者に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の戸籍抄本及び履歴書
- (4) 主要な株主若しくは出資者の名簿又は組合員の総数を記載した書面
- (5) 卸売市場法第5条各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(様式第2号)

(卸売業者の名称等変更の届出)

第5条 規程第5条の届出は、卸売業者名称等変更届(様式第5号)によらなければならない。

(保証金の額)

第6条 規程第8条の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げるとおりとする。

野菜、果実及びこれらの加工品並びに花き	450万円
生鮮水産物及びその加工品	50万円

2. 前項の保証金には利子を付さない。

(せり人の届出)

第7条 規程第35条第1項に規定するせり人の届出は、せり人届出書(様式第3号)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票抄本
- (3) 市区町村長の発行する身元証明書
- (4) 写真(書類提出日前3ヵ月以内に撮影したもので、正面向、上半身、無帽とする。)

(制服等の着用)

第8条 卸売業者は、業務を執行する役員及び従業員に卸売場内においては、常に一定の制服等を着用させなければならない。

2. 卸売業者は、前項の制服等を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく開設者に届け出なければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第9条 卸売業者又はその清算人若しくは代理人は、業務を執行する役員若しくはせり人が犯罪容疑のため起訴されたとき及び職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はその判決があったとき若しくは破産の宣告を受けたときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(卸売業務の承認の取消し)

第9条の2 規程第5条の2に定める事由は、次の各号とする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者であるとき
- (3) 規程第5条の2の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (4) 暴力団員である者又は暴力団員を業務に従事させ、若しくは業務の補助者として使用しているとき
- (5) 法人である場合には、その業務を執行する代表者が前各号のいずれかに該当するとき
- (6) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験、又は資力信用を有しない者であるとき

(事業報告書等の提出)

第10条 卸売業者は、規程第12条の規定に基づき書類を作成し、会社の定時株主総会で承認を経た貸借対照表及び損益計算書を添えて開設者に提出しなければならない。

## 第 2 節 買 受 人

(買受人の届出)

第11条 規程第13条に規定する届出は、買受人届出書(様式第6号)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合
  - ア. 履歴書
  - イ. 市区町村長の発行する身元証明書
  - ウ. 市町村民税納税証明書
  - エ. 誓約書(様式第2号)
  - オ. その他開設者が必要と認める書類
- (2) 申請者が法人である場合
  - ア. 登記簿謄本
  - イ. 代表者及び常時売買に参加する者の履歴書
  - ウ. 代表者の住民票抄本及び市区町村長の発行する身元証明書
  - エ. 誓約書(様式第2号)
  - オ. その他開設者が必要と認める書類

(買受人章の交付)

第12条 開設者は、規程第13条の規定により、買受人の届出をした者に、買受人章(様式第7号)

- 及び帽子を交付する。
2. 開設者は、前項に規定するほか、買受人の効率的な取引を確保するため買受人補助者の必要があると認めるときは、買受人補助者章（様式第8号）及び帽子を交付する。
  3. 買受人及び同補助者は、卸売棟内に入場するときは、第1項及び第2項に規定する買受人章、買受人補助者章及び帽子を着用しなければならない。
  4. 買受人章、買受人補助者章又は帽子を亡失若しくは損傷したときは、当該買受人は直ちにその旨を開設者に届け出て、買受人章、買受人補助者章又は帽子の再発行を受けなければならない。

### 第 3 節 関 連 事 業 者

#### （関連事業の承認申請）

第13条 規程第15条第2項の規定する承認申請書は、関連事業承認申請書（様式第9号）とし添付書類については、第11条の規定を準用する。

#### （関連事業承認証の交付）

第14条 開設者は、規程第15条第1項の規定により関連事業の承認をしたときは、関連事業承認証（様式第10号）を交付する。

#### （関連事業者の名称等変更の届出）

第15条 規程第16条の届出は、関連事業者名称等変更届（様式第11号）によらなければならない。

#### （関連事業の承認の取消し）

第16条 規程第17条に定める事由は、次の各号とする。

- (1) 破産者で復権を得ない者であるとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者であるとき
- (3) 規程第17条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき
- (4) 暴力団員である者又は暴力団員を業務に従事させ、若しくは業務の補助者として使用しているとき
- (5) 法人である場合には、その業務を執行する代表者が前各号のいずれかに該当するとき
- (6) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験、又は資力信用を有しない者であるとき

#### （関連事業者の保証金の額）

第17条 規程第18条の規定による関連事業者の預託すべき保証金の額は、関連事業者市場使用料の8月分とする。

2. 前項の規定にかかわらず、1小間に満たない使用に係る保証金の額は、前項の保証金の額を使用に係る面積で按分した額とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、小間の一時的な使用については、保証金の預託を要しないものとする。
4. 第1項及び第2項の保証金については、第6条第2項の規定を準用する。

### 第 3 章 卸売市場の業務の方法

#### (売買取引の方法)

第18条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、現品又は見本によって行うことが困難であるときは、銘柄によることができる。

#### (物品の下見)

第19条 卸売業者は、せり売りにより卸売をする場合には、その販売開始時刻前に卸売に参加する者が下見ができるよう当該物品を卸売場に並列しなくてはならない。

2. 卸売に参加する者は、現品又は見本の下見を行い取引の円滑化に努めなければならない。

#### (売買取引の単位)

第20条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引習慣があるときは、この限りでない。

#### (指値その他の条件の明示)

第21条 卸売業者は、受託物品に指値（消費税額を除く。以下同じ。）その他の条件がある受託物品を販売しようとするときは、販売開始時刻前に指値その他の条件がある旨を当該物品に表示し、かつ上場の際、その旨を呼び上げなければならない。

2. 卸売業者は、前項の表示及び呼び上げをしないで販売を開始したときは、指値その他の条件を持って買受人に対抗することができない。

#### (指値等のある未販売受託物品の措置)

第22条 卸売業者は、前条第1項に係る受託物品を相当の期間内にその条件によりこれを販売することができないときは、その旨を受託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、直ちに販売しなければ委託者に損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

#### (せり売りの方法)

第23条 せり売りは、その販売物品について、品目、産地、出荷者、等級、数量及びその他必要な事項を呼びあげ、又は表示した後開始しなければならない。

2. せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額を除く。以下同じ。）を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼び上げ回数は状況に応じ、これを増減することができる。
3. 前項の規定にかかわらず指値のある物品については、その最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。
4. せり人は、最高価格（消費税額を除く。以下同じ。）の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。
5. せり人は、せり落し人が決定したときは、価格（消費税額を除く。）、数量及びせり落し人の番号を呼び上げなければならない。

#### （呼値の方法）

第24条 売買取引の呼値は、金額で呼称しなければならない。

#### （異議の申立て）

第25条 せり売りに参加した者は、そのせり落しに異議があるときは、直ちにその旨を開設者に申し立てることができる。

2. 開設者は、前項の異議の申し立てについては、正当な理由があると認めるときは、せり直しを指示することができる。

#### （相対取引の方法による卸売の明示）

第26条 卸売業者は、規程第25条の規定により、相対取引の方法により卸売をしようとするとき又はその物品の販売方法を変更しようとする場合は、その販売開始時刻前に当該物品にその旨を表示しなければならない。

#### （卸売物品買受人の明示）

第27条 規定第37条第1項の規定による措置は、当該物品に買受人の番号又は名称による標識を施すものとする。

#### （買受物品の引取りを怠った場合）

第28条 規程第37条第3項に規定する買受人が買受物品の引取りを怠ったと認められるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 卸売業者が、引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由がないのにこれを引き取らないとき
- (2) 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき

#### （保管費用及び差損金の支払）

第29条 規程第37条第3項に規定する保管費用は、買受人がその物品を引き取ったとき、同条

第4項に規定する差損金は、卸売業者が他の者に卸売をした当日に、これを支払わなければならない。

(卸売業者の届出事項)

第30条 卸売業者は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、速やかに、その旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 買受人が、買受代金（消費税を含む。）の支払いを怠ったとき
- (2) 卸売業者が、規程第36条第3項の規定により、買受人の費用で卸売物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売をしたとき
- (3) 買受人が、前条の保管費用又は差損金の支払いを怠ったとき

(売買取引の結果等の公表)

第31条 卸売業者は、規程第32条に規定する公表の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法施行規則第22条第1号及び第2号の公表は、販売開始時刻の30分前までとする。
- (2) 法施行規則第22条第3号の公表は、翌月10日までとする。

(売買取引の結果等の報告)

第32条 規程第33条の規定により卸売業者は、開設者へ次の各項のとおり報告しなければならない。

2. 規程33条第1号の報告は、卸売数量等報告書（様式第12号）により、販売開始時刻の30分前までに行わなければならない。
3. 規程33条第2号の報告は、主要品目卸売価格・売上高報告書（様式第13号）により、毎開場日販売終了後直ちに行わなければならない。
4. 規程第33条第3号の規定による報告は、取引高実績報告書（様式第14号）により行うものとする。

(委託手数料の率の対象)

第33条 委託手数料の率の対象は、次に掲げる取扱品目ごととする。

- (1) 野菜及びその加工品  
愛知県内産  
愛知県外産
- (2) 果実及びその加工品
- (3) 生鮮水産物及びその加工品

## 第 4 章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第34条 規程第40条第1項又は第2項の規定により、市場施設の使用の指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用指定・許可申請書（様式第15号）により開設者に申請しなければならない。

2. 開設者は、前項の指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定・許可書（様式第16号）を交付する。
3. 開設者は、前項の指定又は許可をした後であっても、市場の管理運営上特に必要があると認めるときは、その位置、面積、使用期間又はその他使用条件を変更することができる。
4. 第4条の規定は、規程第40条第2項の規定により使用の許可を受けた者について準用する。

#### （使用期間）

第35条 市場施設の使用期間は、3年以内とし、これを更新することができる。

#### （原状変更の申請）

第36条 規程第43条第1項ただし書の規定により、市場施設の原状変更の承認を受けようとする使用者は、市場施設原状変更承認申請書（様式第17号）に設計図書、見積書及びその他開設者が必要と認める書類を添付して開設者に申請しなければならない。

2. 使用者が、市場施設に看板、装飾、広告物等を設けるときは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。
3. 市場施設の原状変更の承認を受けた使用者は、工事等の完成後、遅滞なく、その旨を開設者に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

#### （工事施行及び賠償の免責）

第37条 開設者は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2. 前項の場合において、使用者が工事施工のためやむを得ない損害を被ることがあっても、開設者はその賠償の責めを負わない。

#### （火災の予防）

第38条 使用者は、火気の使用及びその取扱に十分注意するほか、火災の予防について必要な措置を講じなければならない。

#### （環境の保持）

第39条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等により、常に市場施設を清潔に保持しなければならない。

2. 使用者は、商品、容器又はその他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。
3. 使用者は、通路、排水路、便所又はその他共通の使用施設については、共同して清掃又は消毒しなければならない。
4. 前項に規定する共同使用者は、清掃又は消毒に関する責任者及び費用の負担方法、その他必要

な事項を定めて開設者に届け出なければならない。

5. 開設者は、第3項に規定する清掃又は消毒に関し、必要があると認めるときは、その区画及び費用の分担を指定することができる。

#### (修繕費用の使用者負担)

第40条 市場施設のうち、点滅器、照明器具、扉の取手、ガラス又はその他構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

#### (施設の返還)

第41条 規程第44条の規定により、市場施設を返還する場合は、速やかに、開設者に市場施設返還届出書(様式第18号)を提出し、10日以内に開設者の検査を受けて返還しなければならない。

#### (損害賠償)

第42条 規程第44条の規定により、市場施設を返還すべき者が、10日以内にこれを返還しないときは、その者は返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額に返還の遅延により開設者に損害を与えた場合には、その損害額を加算した額を賠償しなければならない。

#### (使用料等)

第43条 規程第47条第1項の規定による市場施設の使用料(消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。)は、別表1のとおりとする。

2. 規程第47条第4項の規定による市場共益費(消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。)は、別表2のとおりとする。

#### (使用料の計算)

第44条 使用面積は、1平方メートルに満たないとき及び1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

2. 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、日額計算による。この場合における日割計算の方法は、月額料金を30で除した額を、その月において使用した日数を乗ずるものとする。
3. 使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

#### (使用料の納付期限)

第45条 市場の使用料の納付期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者市場使用料のうち当該月の卸売金額(消費税額を含む。)の1,000分の3に相当する額については、その月分を翌月20日までに納付しなければならない。
- (2) 月額による使用料については、当該月分を毎月20日までに納付しなければならない。
- (3) 前2号以外の市場使用料については、その使用の許可を受けた際に、納付しなければならない。

2. 開設者は、特別の事情がある場合においては、前項各号の納付期限を変更することができる。

(使用料の減免)

第46条 規程第48条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第19号)を開設者に提出しなければならない。

## 第 5 章 市場運営協議会

(委員の委嘱等)

第47条 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者、卸売業者、買受人、関連事業者及びその他の利害関係者のうちから開設者が委嘱する。

2. 協議会は、委員15人以内をもって組織する。ただし、協議会に部会を設けることができる。

3. 協議会に会長及び副会長1人を置き、会議は会長が召集しその議長となる。

4. 前3項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかかって定める。

## 第 6 章 雑 則

(帳票簿の保存)

第48条 卸売業者は、規程第27条第1項の販売原票については、その作成の日から2年間、帳簿類については、その閉鎖の日から5年間保存しなければならない。

(記章等の返還)

第49条 買受人又は関連事業者がその資格を失ったときは、記章及び帽子等を直ちに開設者に返還しなければならない。

2. 卸売業者は、せり人がせり売りの業務を行わなくなった場合は、遅滞なく開設者にせり人章等を返還しなければならない。

(入場の禁止等)

第50条 開設者は、次の各号の一に該当する者に対し、その入場を禁止し、又は退場を指示することができる。

(1) 市場業務に支障を及ぼす行為を行った者又は行うおそれがあると認められる者

(2) 危険物又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者

(組 合)

第51条 買受人又は関連事業者は、買受人又は関連事業者をもって組織する組合等を結成したと

きは、その規約（法人にあつては定款）、役員の氏名及び組合員数を開設者に届け出なければならぬ。これを変更したときも同様とする。

（揭示事項）

第52条 開設者は、次の各号に掲げる場合においては、市場内にこれを揭示する。

- （1）休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないことを定めたとき
- （2）開場の時間を変更したとき
- （3）卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき又は卸売の業務を廃止したとき
- （4）関連事業者の業務を承認し、若しくはその業務の停止を指示したとき又はその業務の承認を取り消したとき
- （5）買受人の市場への入場の停止を指示したとき
- （6）規程第21条の規定により売買を差止めたとき
- （7）規程第22条第3項の規定により衛生上有害な物品の売買の差止め、又は撤去を指示したとき
- （8）規程第52条第1項から第3項までの規定による処分を指示したとき
- （9）細則第3条の規定の販売開始時刻及び販売終了時刻を変更したとき
- （10）市場に関する規程又は細則に改廃があったとき
- （11）前各号のほか、開設者が揭示する必要があると認めるとき

付 則

この細則は、昭和56年3月15日から施行する。

付 則（昭和56年11月27日細則第1号）

この細則は、昭和56年11月27日より施行する。

付 則（昭和57年3月18日細則第1号）

この細則は、昭和57年3月18日より施行し、昭和56年4月1日より適用する。

付 則（昭和57年5月25日細則第2号）

この細則は、昭和57年6月1日より施行する。

付 則（昭和58年2月24日細則第1号）

この細則は、昭和58年2月24日より施行し、昭和58年4月1日から適用する。

付 則（昭和59年5月30日細則第1号）

この細則は、昭和59年5月30日より施行し、昭和59年4月1日から適用する。

付 則（昭和60年2月1日細則第1号）

この細則は、昭和60年2月1日より施行し、昭和59年4月1日から適用し、昭和58年度までの使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年2月20日細則第1号）

この細則は、昭和61年4月1日より施行する。

付 則 (昭62年2月23日細則第1号)  
この細則は、昭62年2月23日より施行する。

付 則 (平成元年2月22日細則第1号)  
この細則は、平成元年4月1日より施行する。

付 則 (平成元年3月20日細則第2号)  
この細則は、平成元年4月1日より施行する。なお平成元年4月1日細則第1号については、この細則を適用する。

付 則 (平成4年2月19日細則第1号)  
この細則は、平成5年4月1日より施行する。

付 則 (平成5年1月14日細則第1号)  
この細則は、平成5年1月14日より施行し、平成5年1月1日より適用する。

付 則 (平成5年2月15日細則第2号)  
この細則は、平成5年4月1日より施行する。

付 則 (平成5年3月15日細則第3号)  
この細則は、平成5年4月1日より施行する。

付 則 (平成5年10月13日細則第4号)  
この細則は、平成5年11月1日より施行する。

付 則 (平成6年2月18日細則第1号)  
この細則は、平成6年4月1日より施行する。

付 則 (平成7年2月28日細則第1号)  
この細則は、平成7年4月1日より施行する。

付 則 (平成17年9月29日細則第1号)  
この細則は、平成17年9月29日より施行する。

付 則 (平成18年2月14日細則第1号)  
この細則は、平成18年4月1日より施行する。

付 則 (平成23年10月28日細則第1号)  
この細則は、平成23年10月28日より施行し、平成23年4月1日より適用する。

付 則 (平成26年2月14日細則第1号)  
この細則は、平成26年4月1日より施行する。

付 則 (平成26年7月23日細則第1号)  
この細則は、平成26年8月1日より施行する。

付 則 (平成30年2月16日細則第1号)  
この細則は、平成30年2月16日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

付 則 (平成30年5月22日細則第1号)  
この細則は、平成30年5月22日より施行し、平成30年4月1日より適用する。

付 則 (令和2年2月14日細則第1号)  
この細則は、令和2年4月1日より施行する。

付 則 (令和2年2月14日細則第2号)  
この細則は、令和2年7月7日より施行する。

付 則 (令和2年5月21日細則第1号)

この細則は、令和2年7月7日より施行する。

付 則 (令和3年2月15日細則第1号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、令和3年12月24日から施行する。(業務規程・業務規程施行細則)もとづく様式集

付 則 (令和5年2月14日細則第1号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第43条 第1項 関係)

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	売上金額の1,000分の3 (ただし、売上金額のうち15億円を超え25億円以下の部分については1,000分の2.8、25億円を超え35億円以下の部分については1,000分の2.6、35億円を超え45億円以下の部分については1,000分の2.4、45億円を超える部分については1,000分の2.2) に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 (消費税額を含まないものとする。) 382円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額 (消費税額を含まないものとする。) 800円
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき月額 (消費税額を含まないものとする。) 951円 ただし、一時的な使用については、使用料は5割減とする。 また、平成5年4月1日以降に関連事業者になった者については、使用料は3割増しとする。
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額 (消費税額を含まないものとする。) 甲 390円 乙 554円 丙 645円
冷蔵庫使用料	1棟 (建物、機械一式) につき月額 134,873円 (消費税額を含まないものとする。)
保冷库使用料	1平方メートルにつき月額 (消費税額を含まないものとする。) 554円
会議室使用料	1時間につき (消費税額を含まないものとする。) 819円
水道使用料	基本料金 (消費税額を含まないものとする。) 746円 使用量20立方メートルを超え50立方メートルまで 1立方メートルにつき (消費税額を含まないものとする。) 73円 使用量50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき (消費税額を含まないものとする。) 199円

別表 2 (第43条 第2項 関係)

1. 対 象	2. 金 額	3. 車両入場許可証について
①場内で就労する者 (社員、パート)	一律一人 364 円/月 (消費税額を含まないものとする。)	手続き) 交付申請書を開設者に申請し、車両入場許可証を受け取る。  有効期限) 4月1日～3月31日の一カ年間とし毎年更新。
②場内事業者が所有する車 (卸、関連店舗等、開設会社)	乗用車・バン・軽 364 円/月 トラック 4 t 以上 1,455 円/月 1 t 以上 364 円/月 (消費税額を含まないものとする。)	掲示義務) フロントガラスの内側またはダッシュボード上に判りやすく掲示する。
③商品配送のため場内に駐車する運送業者の車	乗用車・バン・軽 1,091 円/月 トラック 10 t 以上 8,728 円/月 4 t 以上 4,364 円/月 1 t 以上 1,091 円/月 (消費税額を含まないものとする。)	再交付) 破損した場合、現物と無料交換。 紛失の場合、有料。  駐車場所) 特に指定しない。 ただし特定日(新鮮市等)は規制あり。
④その他 開設者が必要と認める車	全車両 無料	脱 会) 開設者に連絡と同時に、速やかに許可証を返却。

備考 市場共益費は各事業者が責任をもって毎年4月1日現在の「1. 対象」に掲げる①から③までの者及び車の係る1年分を徴収し、4月末日迄に納入すること。